

山梨県長距離記録会厚底シューズの扱いについて

ワールドアスレティックス（WA）規則 143 条の再改訂が決定され、2020 年 7 月 28 日より有効となりました。日本陸上競技連盟では、この改訂をどの競技会にまで適用するかなど日本国内での適用については追って決定するとしていますが、WA ルールに従わず実施された競技会には、様々な制約が生じることになり、日本陸上競技連盟からは、改訂されたルールを推奨するという発表がされています。

山梨陸上競技協会では、日本陸上競技連盟の通知に基づき、靴底の厚さ（別紙）のルールを適用した競技会を推奨していますが、運営面や靴底計測器等の整備状況から、目視と自己申告により、競技会を実施しております。

山梨県長距離記録会の厚底シューズの扱いについては、山梨陸上競技協会の対応【WA 規則を適用しない場合は、シューズの計測体制を取らなくてはならない。】に準じるとともに、2020 年 12 月 1 日以降は国内の全ての公認競技会において改定された WA 規則を適用することを踏まえて、目視と自己申告及び必要に応じた計測により「厚底シューズ」使用の有無を確認することといたします。具体的な対応は次の通りです。ご理解とご協力をお願いいたします。

【第 5 回及び第 6 回記録会】

○招集において、厚底シューズ使用者がいない場合は、通常に実施します。

（目視と自己申告及び必要に応じた計測による確認）

○使用者がいた場合は、記録一覧、記録集の中に「厚底シューズ着用」の注釈「(TR5)」と付記いたします。

（目視と自己申告及び必要に応じた計測により確認）

※小学生については、公認対象ではありませんので、今回のルール改正の適用外とします。

【第 7 回記録会】

WA 規則を適用し、規格外シューズでの参加は認めません。

※小学生については、公認対象ではありませんので、今回のルール改正の適用外とします。

※この件に関する問い合わせは次までお願いします。

一般財団法人山梨陸上競技協会
強化委員会長距離担当 山下 博
携帯番号 090-4835-1921